

医療保険(80歳型)

●保険料払込期間:5年(自動更新で80歳まで)

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース
死亡・高度障害	死亡・高度障害保険金	疾病により死亡または高度障害状態になられたとき	50万円
	災害・災害高度障害保険金	所定の不慮の事故により180日以内に死亡または高度障害状態になられたとき	100万円
入院	疾病・災害入院給付金	疾病により継続して8日以上入院されたとき 不慮の事故により180日以内に入院を開始し、5日以上入院されたとき (1入院120日限度/通算700日限度)	1日につき 5,000円
	手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき (入院給付金日額×1.5・30・50)	手術の種類に応じて、1回につき 7.5・15・25万円
高度先進	高度先進医療給付金 [高度先進医療給付特約]	所定の先進医療*による療養を受けられたとき 入院給付金日額×所定の給付倍率(305倍~5倍) (通算700日分限度)	技術料に応じて1回につき 152.5~2.5万円
	特定疾患給付金 [特定疾患給付特約]	所定の特定疾患により継続して8日以上入院をされたとき (1疾患1回限度)	1疾患につき 15万円
成人病	成人病入院給付金 [成人病入院倍額支払特約]	所定の成人病により継続して8日以上入院をされたとき (1入院120日限度/長期入院給付金と通算して700日分限度)	1日につき 5,000円
	対象となる成人病	悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患	
長期入院	長期入院給付金 [成人病入院倍額支払特約]	所定の成人病により継続して270日以上入院をされたとき (成人病入院給付金と通算して700日分限度)	1回につき 50万円

5年満了(80歳まで自動更新)

✦以下は任意付加の特約です。

特約	初期入院給付金 [初期入院給付特約]	疾病または不慮の事故により継続して2日以上入院をされたとき (通算10回限度)	1回につき 20,000円
特約	通院給付金 [通院給付特約]	入院給付金の支払われる入院をされ、退院後120日以内に、その治療を目的とした通院をされたとき (1入院にかかわる通院30日限度/通算700日限度)	1日につき 3,000円

* 給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。また、先進医療とは約款に定める高度先進医療を意味します。
 ※80歳型・終身I型・終身II型・終身型は入院給付金日額3,000円コース、10,000円コースがあります。その場合は上記を3/5倍・2倍にしてください。
 ※通院給付特約、生活習慣病入院給付特約(03)<120日型>は販売停止のため中途付加することができません。
 ※生協組合員資格を失った(生協を脱会した)場合などは、個人扱(口座振替扱)となります。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

医療保険(80歳型)：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約・成人病入院倍額支払特約付医療給付金付個人定期保険
 医療保険(終身I型)：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約・成人病入院倍額支払特約付医療給付金付個人終身保険
 医療保険(終身II型)：高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約・成人病入院倍額支払特約・初期入院給付特約・保険金額指定特則・低払いもどし金特則付医療給付金付個人終身保険
 医療保険(終身型)：高度先進医療給付特約(03)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約・払いもどし金に関する特則付終身医療保険(03)<60日型>

医療保険(終身I型)

●保険料払込期間:70歳

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース
死亡・高度障害	死亡・高度障害保険金	疾病により死亡または高度障害状態になられたとき	50万円
	災害・災害高度障害保険金	所定の不慮の事故により180日以内に死亡または高度障害状態になられたとき	100万円
入院	疾病・災害入院給付金	疾病により継続して8日以上入院されたとき 不慮の事故により180日以内に入院を開始し、5日以上入院されたとき (1入院120日限度/通算700日限度)	1日につき 5,000円
	手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき (入院給付金日額×1.5・30・50)	手術の種類に応じて、1回につき 7.5・15・25万円
高度先進	高度先進医療給付金 [高度先進医療給付特約]	所定の先進医療*による療養を受けられたとき 入院給付金日額×所定の給付倍率(305倍~5倍) (通算700日分限度)	技術料に応じて1回につき 152.5~2.5万円
	特定疾患給付金 [特定疾患給付特約]	所定の特定疾患により継続して8日以上入院をされたとき (1疾患1回限度)	1疾患につき 15万円
成人病	成人病入院給付金 [成人病入院倍額支払特約]	所定の成人病により継続して8日以上入院をされたとき (1入院120日限度/長期入院給付金と通算して700日分限度)	1日につき 5,000円
	対象となる成人病	悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患	
長期入院	長期入院給付金 [成人病入院倍額支払特約]	所定の成人病により継続して270日以上入院をされたとき (成人病入院給付金と通算して700日分限度)	1回につき 50万円

✦以下は任意付加の特約です。

特約	初期入院給付金 [初期入院給付特約]	疾病または不慮の事故により継続して2日以上入院をされたとき (通算10回限度)	1回につき 20,000円
特約	通院給付金 [通院給付特約]	入院給付金の支払われる入院をされ、退院後120日以内に、その治療を目的とした通院をされたとき (1入院にかかわる通院30日限度/通算700日限度)	1日につき 3,000円

●この資料は、既にご契約いただいているお客さまに参考としてご案内するものであり、新規お申込みのためにはご利用いただけません。なお、現在ご契約中の方につきましてはご継続できます。
 ※このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約いただいている保険の保障内容につきましては、お手持ちの「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

医療保険(終身II型)

●保険料払込期間:終身(ただし、高度先進医療給付特約、特定疾患給付特約、成人病入院倍額支払特約、通院給付特約:80歳)

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース
死亡・高度障害	死亡・高度障害保険金	疾病により死亡または高度障害状態になられたとき	5万円
	災害・災害高度障害保険金	所定の不慮の事故により180日以内に死亡または高度障害状態になられたとき	10万円
入院	疾病・災害入院給付金	疾病により継続して8日以上入院されたとき 不慮の事故により180日以内に入院を開始し、5日以上入院されたとき (1入院120日限度/通算700日限度)	1日につき 5,000円
	手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき (入院給付金日額×1.5・30・50)	手術の種類に応じて、1回につき 7.5・15・25万円
高度先進	高度先進医療給付金 [高度先進医療給付特約]	所定の先進医療*による療養を受けられたとき 入院給付金日額×所定の給付倍率(305倍~5倍) (通算700日分限度)	技術料に応じて1回につき 152.5~2.5万円
	特定疾患給付金 [特定疾患給付特約]	所定の特定疾患により継続して8日以上入院をされたとき (1疾患1回限度)	1疾患につき 15万円
成人病	成人病入院給付金 [成人病入院倍額支払特約]	所定の成人病により継続して8日以上入院をされたとき (1入院120日限度/長期入院給付金と通算して700日分限度)	1日につき 5,000円
	対象となる成人病	悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患	
長期入院	長期入院給付金 [成人病入院倍額支払特約]	所定の成人病により継続して270日以上入院をされたとき (成人病入院給付金と通算して700日分限度)	1回につき 50万円
	初期入院給付金 [初期入院給付特約]	疾病または不慮の事故により継続して2日以上入院をされたとき (通算10回限度)	1回につき 20,000円

✦以下は任意付加の特約です。

特約	通院給付金 [通院給付特約]	入院給付金の支払われる入院をされ、退院後120日以内にその治療を目的とした通院をされたとき (1入院にかかわる通院30日限度/通算700日限度)	1日につき 3,000円
----	-------------------	---	-----------------

※初期入院給付特約は基本契約にセットされています。

医療保険(終身型)

●保険料払込期間:終身(ただし、高度先進医療給付特約(03)、特定疾患給付特約(03)、生活習慣病入院給付特約(03)<120日型>:80歳)

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース
入院	疾病・災害入院給付金	疾病により継続して2日以上入院されたとき 不慮の事故により180日以内に継続して2日以上入院されたとき (1入院60日限度/通算1,095日限度)	1日につき 5,000円
	手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき (入院給付金日額×1.5・30・50)	手術の種類に応じて、1回につき 7.5・15・25万円
高度先進	高度先進医療給付金 [高度先進医療給付特約(03)]	所定の先進医療*による療養を受けられたとき (特約基本給付金額(入院給付金日額と同額)×技術料に対する給付倍率(305倍~5倍)) (通算700日分限度)	技術料に応じて1回につき 152.5~2.5万円
	特定疾患給付金 [特定疾患給付特約(03)]	所定の特定疾患を発病したと医師により診断されたとき (1疾患1回限度)	1疾患につき 15万円
生活習慣病	生活習慣病入院給付金 [生活習慣病入院給付特約(03)<120日型>]	所定の生活習慣病により継続して2日以上入院されたとき (1入院120日限度/通算1,095日限度)	1日につき 5,000円
	対象となる生活習慣病	悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患・肝疾患・腎疾患	

✦以下は任意付加の特約です。

■手術給付倍率表(80歳型・終身I型・終身II型・終身型・共通)

対象となる手術(88種類)	入院給付金日額に対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内親血手術、子宮広汎全摘除術、悪性新生物根治手術など13種類	50倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など45種類	30倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、ヘルニア根本手術など30種類	15倍

※同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。
 ※ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみお支払いとなります。

※医療保険(終身型)に手術補完給付特約、先進医療給付特約(12)、ガン化学療法・緩和療養給付特約を付加されている場合は、上記の保障内容と相違します。

入院保障保険(終身型)

●保険料払込期間:終身(ただし、特定疾患給付特約(03)、高度先進医療給付特約(03)、生活習慣病入院給付特約(03)〈120日型・II型〉、通院給付特約:80歳)

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース	
主契約	疾病・災害入院給付金	疾病により1日以上入院されたとき 所定の不慮の事故により180日以内に1日以上入院されたとき (1入院60日限度/通算1,095日限度)	1日につき 5,000円	一生涯保障
		無事故判定期間(5年間)内に無事故とみなされたとき	主契約の保険料の 10%割引 (最大5回・50%割引)	
基本契約	手術給付金 〔手術給付特約〕	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき (手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×10・20・40)	手術の種類に応じて、1回につき 5・10・20万円	80歳満了
		所定の特定疾患を発病したと医師により診断されたとき (1疾患1回限度)	1疾患につき 15万円	
特約	高度先進医療給付金 〔高度先進医療給付特約(03)〕	所定の先進医療*1による療養を受けられたとき 〈特約基本給付金額(入院給付金日額と同額)×技術料に対する給付倍率(305倍~5倍)〉 (通算700倍限度)	技術料に応じて1回につき 152.5~2.5万円	

✚ 以下は任意付加の特約です。

特約	生活習慣病入院給付金 〔生活習慣病入院給付特約(03)〈120日型・II型〉〕	所定の生活習慣病により継続して2日以上入院されたとき (1入院120日限度/通算1,095日限度)	1日につき 5,000円	80歳満了
	対象となる成人病	悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患		
特約	通院給付金 〔通院給付特約(03)〕	主契約の入院給付金の支払われる継続して2日以上以上の入院をされ、退院後120日以内に、その治療を目的とした通院をされたとき (1入院にかかわる通院30日限度/通算700日限度)	1日につき 3,000円	

*1 給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。また、先進医療とは約款に定める高度先進医療を意味します。
*2 給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。
※入院保障保険(終身型)・入院保障保険(終身型09)は入院給付金日額10,000円コース、エスリーは保険金額400万円コースがあります。その場合は上記を2倍にしてください。
※生活習慣病入院給付特約(03)〈120日型・II型〉および通院給付特約(03)は販売停止しているため中途付加することはできません。
※生協組合員資格を失った(生協を脱会した)場合などは、個人扱(口座振替扱)となります。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

入院保障保険(終身型)：手術給付特約・特定疾患給付特約(03)・高度先進医療給付特約(03)・死亡保険金不担保特約・無事故割引特則付入院保障保険(終身型)〈60日型〉

入院保障保険(終身型 09)：手術給付特約・特定疾患給付特約(03)・先進医療給付特約(09)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

新医療保険：新医療保険
エスリー：特定疾病保障定期保険

入院保障保険(終身型 09)

●保険料払込期間:終身(ただし、特定疾患給付特約(03):80歳)

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース	
主契約	疾病・災害入院給付金	所定のガン以外の疾病により1日以上入院されたとき 所定の不慮の事故により180日以内に開始した1日以上入院をされたとき (1入院60日限度/通算1,095日限度)	1日につき 5,000円	一生涯保障
		所定のガンにより1日以上入院されたとき (1回の入院・通院ともにお支払限度はありません)	1日につき 5,000円	
基本契約	手術給付金 〔手術給付特約〕	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき (手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×10・20・40)	手術の種類に応じて、1回につき 5・10・20万円	80歳満了
		所定の特定疾患を発病したと医師により診断されたとき (1疾患1回限度)	1疾患につき 15万円	
特約	先進医療給付金 〔先進医療給付特約(09)〕	所定の先進医療*2による療養を受けられたとき 〈特約基本給付金額(入院給付金日額と同額)×技術料に対する給付倍率(305倍~5倍)〉 (通算700倍限度)	技術料に応じて1回につき 152.5~2.5万円	一生涯保障

✚ 以下は任意付加の特約です。

特約	生活習慣病入院給付金 〔生活習慣病入院給付特約(09)〈120日型・II型〉〕	所定の生活習慣病により1日以上入院されたとき (1入院120日限度/通算1,095日限度)	1日につき 5,000円	一生涯保障
	対象となる成人病	悪性新生物・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患		
特約	退院後療養給付金 〔退院後療養給付特約〕	主契約の災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金の支払われる入院をされ、その退院時に生存されているとき (通算10回限度)	1回につき 25,000円	

●この資料は、既にご契約いただいているお客さまに参考としてご案内するものであり、新規お申込みのためにはご利用いただけません。なお、現在ご契約中の方につきましてはご継続できます。
※このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約いただいている保険の保障内容につきましては、お手持ちの「保険証券」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

新医療保険

●保険料払込期間：1年(自動更新で80歳まで)

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース	
基本契約	疾病入院給付金	疾病により継続して2日以上以上の入院をされたとき (1入院20日限度/通算1095日限度)	1日につき 5,000円	1年更新(80歳まで自動更新)
	災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に入院を開始した継続2日以上以上の入院をされたとき(1入院20日限度/通算1095日限度)	1日につき 5,000円	
	手術給付金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき(入院給付金日額×15・30・50)	手術の種類に応じて、1回につき 7.5・15・25万円	

■手術給付倍率表(入院保障保険(終身型)・入院保障保険(終身型 09)共通)

対象となる手術(88種類)	手術給付金日額に対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内観血手術、子宮広汎全摘除術、悪性新生物根治手術など13種類	40倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など45種類	20倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、ヘルニア根本手術など30種類	10倍

※同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。
※ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみお支払いとなります。
※入院保障保険(終身型 09)は、屈折矯正手術(近視矯正手術など)および調節異常矯正手術(遠視矯正手術など)については、お支払いの対象となりません。

※入院保障保険(終身型)・入院保障保険(終身型 09)に手術補完給付特約、先進医療給付特約(12)、ガン化学療法・緩和療養給付特約を付加されている場合は、上記の保障内容と相違します。

エスリー

●保険料払込期間:5年(自動更新で75歳まで)

	給付金名	給付事由	保険金額 200万円コース	
基本契約	死亡保険金	死亡されたとき	200万円	5年満了(75歳まで自動更新)
	高度障害金	責任開始期以後の傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当されたとき		
基本契約	特定疾病金	<p>◆悪性新生物(ガン) 保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて所定の悪性新生物(ガン)に罹患したと医師によって診断確定されたとき</p> <p>◆急性心筋梗塞 保険期間中に、責任開始期以後の疾病により所定の急性心筋梗塞を発病され、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。)が継続したと医師によって診断されたとき</p> <p>◆脳卒中 保険期間中に、責任開始期以後の疾病により所定の脳卒中を発病され、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき</p>	200万円	

■手術給付倍率表(新医療保険)

対象となる手術(88種類)	入院給付金日額に対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内観血手術、子宮広汎全摘除術、悪性新生物根治手術など13種類	50倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など45種類	30倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、ヘルニア根本手術など30種類	15倍

※同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。
※ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみお支払いとなります。

引受保険会社



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

(取扱募集代理店・お問合せ先)

千葉県庁生活協同組合 保険・サービス事業課
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1 千葉興行南庁舎9階
TEL 043-227-8100

(担当店)

アクサ生命保険株式会社 公法人部
〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7470(直通)